市　章

大津市公報

令　和　８　年　９　月　１　日
号　外　（第　60　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 規　　則

82　大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… 1
83　大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則…… 1

○ 教 育 委 員 会 規 則

9　大津市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則…… 2
10　大津市市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…… 2

規　　則

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第82号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則（平成21年規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第11号（表）中「64㎜」を「55㎜」に改める。

様式第26号（表）中「64㎜」を「55㎜」に改め、同様式（裏）中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活保護法施行細則様式第11号及び様式第26号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第83号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成21年規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第４号（表）中「64㎜」を「55㎜」に改める。

様式第11号（表）中「64㎜」を「55㎜」に改め、同様式（裏）中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある改正前の大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則様式第４号及び様式第11号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市教育委員会
教育長　島　崎　輝　久

大津市教育委員会規則第９号

大津市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市立幼稚園（以下「市立園」という。）における乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。

（乳児等通園支援事業の実施）

第３条　乳児等通園支援事業は、教育長が別に指定する市立園（以下「実施園」という。）において実施する。

２　乳児等通園支援事業の実施日は月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日（休業日（大津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第６号）第３条第１号から第４号までに掲げる休業日をいう。）及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。）のうち教育長が実施園ごとに定める日とし、実施時間は午前９時30分から午後０時30分までとする。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（乳児等通園支援事業の対象幼児）

第４条　乳児等通園支援事業を利用することができる者は、満１歳に達した日以後の最初の３月31日を経過した乳児等支援給付認定子どもとする。

（利用定員）

第５条　乳児等通園支援事業の利用定員は、一の実施園につき５人とする。ただし、当該実施園の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（利用の申請等）

第６条　乳児等支援給付認定子どもに乳児等通園支援事業を利用させようとする乳児等支援給付認定保護者は、教育長が別に定めるところにより、利用を希望する日の30日前から７日前までの間に、利用を希望する実施園の園長に申請しなければならない。

２　前項の申請（当該実施園における乳児等通園支援事業の初回の利用に係る申請に限る。）をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、あらかじめ、当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもと共に、当該実施園の園長と面談をしなければならない。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市教育委員会
教育長　島　崎　輝　久

大津市教育委員会規則第10号

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則（平成29年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第１項第２号に規定する幼稚園型一時預かり事業」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業」に改める。

第３条第１項を次のように改める。

市立園においては、次に掲げる一時預かり事業を実施する。

⑴　教育課程に係る教育時間の範囲内における一般型一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第１項第１号に規定する一般型一時預かり事業をいう。以下同じ。）

⑵　教育課程に係る教育時間の終了後及び休業日（大津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第６号）第３条第１号から第４号までに掲げる休業日をいう。以下同じ。）における幼稚園型一時預かり事業（児童福祉法施行規則第36条の35第１項第２号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。以下同じ。）

第３条第２項中「一時預かり事業の」を「幼稚園型一時預かり事業の」に改め、同条第３項中「一時預かり事業」を「一時預かり事業を実施する市立園（以下「実施園」という。）並びに一時預かり事業」に、「臨時にこれ」を「実施日又は実施時間を臨時に」に改める。

第４条の見出しを「（対象者）」に改め、同条第３項中「市立園」を「当該実施園」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「市立園」を「当該実施園」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「市立園」を「当該実施園」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

一般型一時預かり事業を利用することができる者は、本市の区域内に居住する乳幼児であって、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所に通っていない又は在籍していないものとする。ただし、教育長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第５条第２項中「市立園」を「実施園」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「市立園」を「実施園」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

一般型一時預かり事業の利用定員は、一の実施園につき５人とする。ただし、当該実施園の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第６条第２項中「市立園」を「実施園」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「市立園」を「実施園」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

乳幼児に一般型一時預かり事業を利用させようとする当該乳幼児の保護者は、教育長が別に定める日までに、所定の様式による一般型一時預かり事業利用申請書により、利用を希望する実施園の園長に申請しなければならない。

第７条第２項中「前条第２項」を「前条第３項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「前条第１項」を「前条第２項」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

園長は、前条第１項の規定による申請があったときは、一般型一時預かり事業を利用しようとする乳幼児及びその保護者と面談を行った上で利用の可否を決定し、その旨を当該保護者に通知するものとする。

第８条第１項中「前条第１項」の次に「の規定による一般型一時預かり事業の利用の決定又は同条第２項」を加え、「市立園」を「実施園」に改め、同条第２項中「前条第２項」を「前条第３項」に、「市立園」を「実施園」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

区分	実施園	実施日	実施時間
一般型一時預かり事業	教育長が別に指定する市立園	月曜日から金曜日まで（休業日を除く。）のうち、教育長が実施園ごとに定める日	午前９時30分から午後０時30分まで
通常一時預かり事業	全園	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（休業日を除く。）	午前８時30分から午前９時まで及び午後２時から午後５時まで（教育長が別に指定する実施園にあっては、午後５時30分まで）
		水曜日（休業日を除く。）	午前８時30分から午前９時まで及び午前11時50分から午後５時まで（教育長が別に指定する実施園にあっては、午後５時30分まで）
		休業日のうち、教育長が実施園ごとに定める日	午前８時30分から正午まで又は午後１時から午後５時30分までのいずれかの時間のうちから教育長が実施園ごとに定める時間
特別一時預かり事業	全園	月曜日から金曜日までのうち、教育長が実施園ごとに定める日	午前８時30分から午後５時まで（教育長が別に指定する実施園にあっては、午後５時30分まで）

備考　この表の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、

一時預かり事業を実施しない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。